

岐阜県公報

目次

告示

道路の供用開始

(道路維持課) 七三三

公安委員会告示

犯罪被害者等早期援助団体の指定

(広報県民課) 七三三

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
基本測量の実施

(環境生活政策課) 七三四
(用地課) 七三四

告示

第二千二百四号

平成二十二年十一月三十日

(火曜日)

岐阜県告示第五百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の年月日)
県道	六軒線 停車場	各務原市蘇原古市場町一丁目一丁目 目一番地先から 目一七番地先まで	二七〇	平成 三二・二〇	平成 一九・六・元 ほか)

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第六号

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(とき)
は翌日

平成二十二年十一月三十日

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により犯罪被害者等早期援助団体として次の法人を指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷 邦 照

一 名称

公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター

二 住所

岐阜市数田南五丁目一四番二二号 岐阜県シンクタンク庁舎四階

三 代表者の氏名

理事長 杉田 憲夫

四 法第二十三条第二項に規定する事業（以下「援助事業」という。）を行う事務所の名称

公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター

五 援助事業を行う事務所の所在地

岐阜市数田南五丁目一四番二二号 岐阜県シンクタンク庁舎四階

六 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等

法第一条第四項に規定する犯罪被害等

七 指定を行った年月日

平成二十二年十一月十二日

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Beefrenz

三 代表者の氏名 竹内 育美

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市緑苑南四丁目一七〇番地

五 定款に記載された目的 この法人は、障がい者に対して、地域生活支援に関する事業を行い、家庭以外の居場所作りを通じて、障がい者の自立に寄与することを目的とする。

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

三 作業期間

平成二十二年十二月二十二日から
平成二十三年三月二十五日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、郡上市、海津市、羽島郡笠松町、不破郡垂井町、安八郡輪之内町及び加茂郡坂祝町

平成二十二年十一月三十日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ
編集所 ビイ・アール・テクノセンター